

I n e

INNOVATION NEVER ENDS

第19回

定時株主総会 継続会開催ご通知

[日 時]

2026年6月12日（金曜日）

午前10時（受付開始：午前9時）

[場 所]

大阪府中央区備後町二丁目6-8

サンライズビル大阪 3階

ホールA

（2026年3月25日開催の第19回定時株主総会とは会場が異なりますので、お間違いのないようお願い申し上げます。）

(証券コード 4933)

2026年5月27日
(電子提供措置の開始日 2026年5月21日)

株 主 各 位

大阪市中央区南久宝寺町四丁目1番2号

株式会社 I - n e

代表取締役社長 CEO 大 西 洋 平

第19回定時株主総会継続会開催ご通知

拝啓 時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会継続会（以下「本継続会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本継続会の開催に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://i-ne.co.jp/ir/library/meeting/>



また、インターネット上の以下ウェブサイトにも掲載しております。以下の東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスの上、「銘柄名（会社名）」に「I-ne」又は「コード」に「4933」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、ご確認いただけます。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、本継続会は、2026年3月25日開催の第19回定時株主総会の一部となりますので、本継続会にご出席いただける株主様は、第19回定時株主総会において議決権を行使できる株主様と同一になりますことを申し添えます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月12日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 大阪市中央区備後町二丁目6-8 サンライズビル大阪 3階
ホールA
(2026年3月25日開催の第19回定時株主総会とは会場が異なりますので、
お間違いのないようお願い申し上げます。)
3. 目的事項
報告事項
1. 第19期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第19期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「第19回定時株主総会継続会出席票」を会場受付にご提出ください。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載内容をご確認ください。
- ◎「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。従って、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、会計監査人及び監査等委員会が監査をした対象書類の一部であります。

第19回定時株主総会継続会の開催経緯について

当社は、2026年2月27日付「第19回定時株主総会の継続会の開催方針に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、2026年3月25日開催の第19回定時株主総会(以下「本総会」といいます。)の目的事項のうち、報告事項に関しましては、本総会でご報告ができない状況となりましたため、本総会の継続会を開催してご報告させていただくとともに、継続会の日時及び場所の決定を取締役会にご一任願うことに関し、本総会にて株主の皆様にお諮りし、ご承認いただきました。

この承認に基づき、継続会の日時及び場所が決定いたしましたのでお知らせいたします。

当社は、2026年2月12日付「特別調査委員会の設置及び2025年12月期通期決算発表の延期に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、2022年12月期第2四半期に商標権譲受取引を実施した相手方である株式会社 R i g h t H e r e が連結子会社又は関連当事者であったのではないかという疑義 (以下「本件疑義」といいます。)が生じたため、当社は、専門的かつ客観的な調査が必要と判断し、同日付で外部の専門家で構成する特別調査委員会 (以下「本特別調査委員会」といいます。)を設置し、本特別調査委員会による本件疑義に関する調査 (以下「本調査」といいます。)に最大限の協力をしてまいりました。

この度、2026年4月24日付「特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、同日、特別調査委員会からの調査報告書を受領いたしました。

本調査の完了を受け、第19期の決算関連手続きが完了したことから、本継続会を開催することといたしました。

株主の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申しあげますとともに、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上

事前質問実施のご案内

第19回定時株主総会継続会の開催に先立ちまして、事前に目的事項に関するご質問をお受けいたします。

1. 事前質問の入力方法について

事前質問用ウェブサイトURL
<https://forms.office.com/r/KmpSAF3Zg3>



上記アドレスにアクセスして、株主番号（議決権行使書の8桁の番号）と質問のご入力をお願いいたします。

2. 事前質問の受付期間

本招集通知到着時～2026年6月3日（水曜日）午後6時まで

3. 事前質問に対する回答

いただきましたご質問のうち、株主様のご関心が高いと思われる内容については、本継続会当日もしくは当社ウェブサイト上で回答させていただきます。なお時間等の都合上、すべてのご質問にお答えできない場合がございます。あらかじめご了承ください。

【事前質問に関する注意事項】

- ① ご質問は本株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。
- ② ご質問は原則として、お一人様につき3問までといたくご協力をお願いいたします。
- ③ ご質問はシステムの制約上、400文字以内でお願いいたします。
- ④ 事前質問のすべてに回答することをお約束するものではありません。また、個別の対応はいたしかねますので併せてご了承ください。
- ⑤ ご利用いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

雇用・所得環境の改善が続く中で、景気は緩やかに回復いたしました。一方で、継続的な諸物価の上昇や米国の関税政策の影響、不安定な国際情勢、長期金利の上昇など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の中で、当社グループは、Missionとして "We are Social Beauty Innovators for Chain of Happiness" を掲げ、美しく革新的な方法で、「幸せの連鎖」があふれる社会の実現に挑戦し続けます。これに基づき、「ブランド創出力」「OMO」「IPTOS」を強みとして、独自の商品・ブランド開発モデルによって、積極的な新商品開発、マーケティング、市場開拓、海外展開に取り組んでいるところです。

当連結会計年度の売上高は48,975百万円（前期比8.8%増）となりました。また、営業利益は3,880百万円（前期比14.4%減）、経常利益は3,830百万円（前期比16.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,097百万円（前期比28.9%減）となりました。

売上高

48,975百万円
前期比 8.8%増

営業利益

3,880百万円
前期比 14.4%減

経常利益

3,830百万円
前期比 16.2%減

親会社株主に
帰属する
当期純利益

2,097百万円
前期比 28.9%減

各セグメントの状況は、次のとおりです。

(1) 国内事業

主な事業内容は、当社が開発したブランド商品の日本国内の卸売事業者を通じた小売店及び量販店運営事業者への卸売販売、インターネットを活用した日本国内の一般消費者への直接販売であります。

国内事業では、持続的な成長に向けて、当社が強みを持つヘアケア系、美容家電、スキンケア他のカテゴリーの継続的な投資及び新たなトレンド発掘に注力しました。

BOTANISTブランドにおいては、2025年10月に「ボタニカルボディークリーム モイスト」を3年ぶりにリニューアル発売しました。世界的な香りのトレンドとして注目されているウッディ系の香調である「ヒノキとサンダルウッドの香り」にアップデートし、自然のやすらぎを感じられる香りがお客様よりご好評を頂き、売上高の伸長に寄与しました。

ナイトケアビューティーブランドYOLUは、2025年10月にヘアケアシリーズ第4弾として「メロウナイトトリペアシャンプー・トリートメント・ヘアミルク」を発売しました。髪の内側・外側を段階的に補修して睡眠中の髪の絡まりを防ぎ、シルクのようなサラサラな仕上がりを実現する同商品は、Amazonでの先行発売分が早期完売（注）するなど人気を集め、売上高の伸長に寄与しました。

SALONIAブランドにおいては、2025年10月から11月にかけて、スマートフォン充電ができる「コードレス ストレートヘアアイロン」に加え、かさ機能付きの「グロッシーケア メタルカッサコム」を発売しました。中高価格帯商品の好調継続に加え、雑貨などの新商品の発売が売上高の伸長に寄与しました。

また、2024年10月に行った株式会社トゥヴェールの株式の取得に伴う同社の連結子会社化により同年11月から当社グループにジョインしたTOUT VERTブランドやベースメイク・スキンケア商品を展開するWrinkFadeなどのスキンケアブランドが好調に推移した他、2025年4月発売の再生柔軟剤ReWEAR、また同年2月発売の機能性ティーブランドTeaflexなどの新ブランドが大きく成長しました。これらのブランドがスキンケア他カテゴリーにおける売上高の伸長に寄与し、全社での成長を牽引しました。

(2) 海外事業

主な事業内容は、当社が開発したブランド商品のインターネットを活用した海外の一般消費者への直接販売、並びに海外のインターネット販売事業者、販売代理事業者、美容専門店、ドラッグストアへの卸売販売であります。香港、台湾、シンガポール、マレーシア、韓国などにおいて同国内に複数の店舗が展開されている化粧品・コスメショップ・小売店での販売に継続的に取り組みました。2024年12月に決定した艾恩伊（上海）化粧品有限公司の清算手続きの開始により、海外事業における中国領域の売上が減少となった一方で営業損失は改善となりました。

（注）ヨル メロウナイトトリペアシリーズ限定セットのAmazon先行発売分が完売（集計日：9月16日～9月24日）

2. 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資等の総額は289百万円であり、その主なものは、金型の取得及び基幹システムの強化等によるものです。

なお、設備投資等の額には、資産除去債務に対応する除去費用の資産計上額は含まれておりません。

3. 資金調達の状況

当社は、株式会社トゥヴェールの株式取得を目的として資金調達を行っていましたが、当連結会計年度において、ブリッジローン（短期繋ぎ融資）から長期融資に借り換えを行うにあたり、長期借入金9,000百万円を調達いたしました。

4. 対処すべき課題

(1) 内部統制及びガバナンスの改善

当社は、2022年12月期に商標権譲受取引を実施した相手方である株式会社 Right Here（以下「RH社」といいます。）が当社の連結子会社又は関連当事者であったのではないかという疑義（以下「本件疑義」といいます。）が生じたため、専門的かつ客観的な調査が必要と判断し、2026年2月12日付で外部の専門家で構成する特別調査委員会（以下「本特別調査委員会」といいます。）を設置し、本特別調査委員会による本件疑義に関する調査に最大限の協力をしてまいりました。

その後当社は、2026年4月24日に本特別調査委員会から調査報告書を受領し、RH社が関連当事者に該当するという事実を認識いたしました。

その主な要因は、経営者及び発生当時の執行側上位メンバーにおいて、コーポレート・ガバナンスに関する理解が乏しかったこと、RH社に係る重要な情報が経営者から取締役会・監査等委員に適時適切に伝達・共有されなかったこと、関連当事者取引の管理プロセスについて十分かつ網羅的な整備ができていなかったことにあると認識しております。

これらの改善にあたっては、経営層の意識改革と企業風土の醸成、取締役会の監督機能の実効性確保、関連当事者取引の管理体制強化が重要な課題であると認識しております。

当社は、特別調査委員会の調査報告書における指摘・提言を真摯に受け止め、再発防止策を着実に実行し、早期の信頼回復に向けて最善を尽くしてまいります。

(2) ブランドポートフォリオの確立

当社グループは、主力ブランドの売上安定化を図るとともに継続的に新規ブランド及び商品を生み出し、特定のブランド及び商品に対する依存リスクの分散を図っております。ヘアケア市場においては、市場の競争が高まる中でも各ブランドにて商品開発、認知及び配荷の強化に取り組み、第19期連結会計年度（2025年12月

期)ではYOLUブランド、BOTANISTブランド、SALONIAブランド及びスキンケア他カテゴリーの当社グループ売上高構成比がそれぞれ31%、26%、20%、23%となっております。スキンケア他カテゴリーではWrinkFade、TOUT VERTなど複数のブランドを展開しており、分散化が図られております。

今後は、長期ビジョン達成に向け、強みである「ブランド創出力」「OMO」「IPTOS」を活用し、投資効率を重視し、優先順位を明確にしながら経営方針及び経営戦略に即した戦略的投資をスピード感をもって実行していきます。また、主力のヘアケア系・美容家電カテゴリーの成長、スキンケア・新カテゴリーにおける更なる成長を図ると共に、M&Aを通じた新たな強みの獲得及び事業領域の拡張にも取り組み、引き続きブランドポートフォリオの確立に向け、継続的かつ積極的な投資を行ってまいります。

(3) 人材の採用と育成

グローバル展開を含めた今後の成長を推進するにあたり、人材に対する投資を高めていくことが最も重要だと認識しているため、当社Missionに共感し、高い熱意のある人材の採用強化及び従業員が高いモチベーションをもって働ける環境や仕組みの整備・運用を進めてまいります。従業員のモチベーション向上、更なる技術や知識の蓄積等を目的に、当社のキャリア成長に合わせた人事制度を構築し、今後も優秀な人材の採用と更なる育成に投資を行っていく方針です。

また、当社グループでは、役員及び従業員のモチベーションを向上させることを目的に、インセンティブとして新株予約権の付与を行っております。

(4) 海外戦略の実行

当社グループの中長期での企業価値の最大化には、当社ブランドのグローバル化への推進が不可欠となります。現在は、東アジア、東南アジア及び米国への展開を実施しており、今後、市場環境と適切な財務規律に基づいた投資判断を行い、タイミングを見極めながら当社ブランドの複数国に対するの販売チャネル拡大に取り組み、グローバル推進を図ってまいります。

(5) 環境問題、社会課題に対する取り組み

環境問題や社会課題への対応は企業の重要な責務であるとの認識のもと、当社グループはMissionに基づき、社会情勢やステークホルダーの期待、自社にとっての重要度を踏まえてマテリアリティ（重要課題）を特定し、目標を設定のうえ、各種取組を推進しています。

当事業年度においては、温室効果ガス排出量の把握・削減に向けた取組、持続可能な原材料調達、生物多様性保全活動、ならびに従業員や外部団体と連携した社会貢献活動を実施しました。

これらの取組を通じて、事業活動と社会・環境との調和を図り、中長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

(6) 外部環境変化への対応

2026年にかけて、世界経済は地政学的リスクや国際情勢の変化、為替や物価の動向等、不確実性を伴う状況が続きました。一方で、国内では消費活動の回復や新たな需要の広がりも見られ、事業機会とリスクが併存する環境となっています。このような事業環境のもと、当社グループには、環境変化を的確に捉えつつ、収益性と成長性の両立を図り、持続的な成長につなげていくことが引き続き求められています。

このような環境の中で、当社グループは業務フローの見直しやビジネス構造の見直しによる売上原価や物流費の抑制、システム投資や人的投資の強化と合わせた生産性向上、財務規律に基づいたキャッシュ・フロー管理等の強化に取り組んでおります。今後も社会環境の様々な状況に応じた事業運営に取り組んでいきます。

(7) 内部管理体制の強化

当社グループは、更なる事業拡大を目指しており、社会的責任を果たし、持続的な成長と企業価値向上を図るため、効率的なオペレーション体制を基盤としながら、内部管理体制を強化していくことが重要な課題であると認識しております。内部監査、法務、ファイナンス、情報セキュリティ等、それぞれの分野で高い専門性や豊富な経験を有している人材を採用、育成し、また社員に対する継続的な啓蒙活動及び研修活動を行うことで、コンプライアンス体制及び内部統制の充実・強化を図ってまいります。

5. 財産及び損益の状況の推移

区 分		2022年度 第16期	2023年度 第17期	2024年度 第18期	2025年度 (当期)第19期
売上高	(百万円)	35,269	41,643	45,006	48,975
経常利益	(百万円)	3,469	4,337	4,572	3,830
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	1,927	3,954	2,951	2,097
1株当たり当期純利益	(円)	110.23	224.37	167.77	119.64
総資産	(百万円)	16,490	22,908	38,358	37,060
純資産	(百万円)	10,331	14,331	17,809	20,109

6. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

当社は親会社を有しておりません。

(2) 重要な子会社の状況

①重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社Dr.SYUWAN	1百万円	100.0%	国内事業
株式会社Endeavour	10百万円	100.0%	国内事業
株式会社トゥヴェール	10百万円	100.0%	国内事業
株式会社Artemis	2百万円	100.0%	国内事業
艾恩伊（上海）化粧品有限公司	1,300百万円	100.0%	海外事業
I-ne US Co., Ltd.	165万米ドル	100.0%	海外事業

(注) 株式会社Artemisは、議決権のない種類株式を発行しております。議決権比率につきましては、議決権のない種類株式を除いて算出しております。

事業報告

②当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社Endeavour	大阪市中央区南久宝寺町四丁目1番2号	－百万円	33,917百万円
株式会社トゥヴェール	大阪府箕面市船場西二丁目2番1号	10,087百万円	33,917百万円
艾恩伊（上海）化粧品有限公司	上海市静安区万航渡路333号12 128室	27百万円	33,917百万円
I-ne US Co., Ltd.	1209 Orange Street Wilmington New Castle County Delaware	250百万円	33,917百万円

(3) 重要な関係会社の状況

該当事項はありません。

7. 主要な事業内容

事業	事業内容
国内事業	当社が開発したブランド商品の日本国内の卸売事業者を通じた小売店及び量販店運営事業者への卸売販売、インターネットを活用した日本国内の一般消費者への直接販売
海外事業	当社が開発したブランド商品のインターネットを活用した海外の一般消費者への直接販売、並びに海外のインターネット販売事業者、販売代理事業者、美容専門店、ドラッグストアへの卸売販売

8. 主要拠点等

名称	所在地
当社	本社（大阪市中央区） 東京支店（東京都港区） 福岡営業所（福岡市博多区）
株式会社Dr.SYUWAN	本社（大阪市中央区）
株式会社Endeavour	本社（大阪市中央区）
株式会社トゥヴェール	本社（大阪府箕面市）
株式会社Artemis	本社（大阪市中央区） 東京営業所（東京都港区）
艾恩伊（上海）化粧品有限公司	本社（中国上海市）
I-ne US Co., Ltd.	本社（米国デラウェア州）

9. 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
433名 (76名)	1名減 (31名増)

(注) 従業員数は就業人員（社外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（アルバイト、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

10. 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	6,642百万円

3 当社の新株予約権等に関する事項

1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員であるもの及び社外役員を除く。)	①名称 第5回新株予約権	
	②発行決議日 2023年3月1日	
	③新株予約権の数 2,172個	
	④新株予約権の目的となる株式の種類と数 普通株式 21,720株 (新株予約権1個につき10株)	
	⑤新株予約権の払込金額 新株予約権と引換えに払い込みは要しない	1名
	⑥新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権1個当たり10円 (1株当たり1円)	
	⑦権利行使期間 2024年3月16日から2028年3月15日まで	
	⑧行使の条件 (注)	
	⑨役員保有状況 新株予約権の数 214個 目的となる株式数 2,140株	
		①名称 第6回新株予約権
	②発行決議日 2024年4月18日	
	③新株予約権の数 6,320個	
	④新株予約権の目的となる株式の種類と数 普通株式 63,200株 (新株予約権1個につき10株)	
	⑤新株予約権の払込金額 新株予約権と引換えに払い込みは要しない	2名
	⑥新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権1個当たり10円 (1株当たり1円)	
	⑦権利行使期間 2025年5月9日から2029年5月8日まで	
	⑧行使の条件 (注)	
	⑨役員保有状況 新株予約権の数 1,705個 目的となる株式数 17,050株	

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員であるもの 及び社外役員を除く。)	①名称	
	第7回新株予約権	
	②発行決議日	
	2025年4月23日	
	③新株予約権の数	
	6,836個	
	④新株予約権の目的となる株式の種類と数	
	普通株式 68,360株 (新株予約権1個につき10株)	
	⑤新株予約権の払込金額	
新株予約権と引換えに払い込みは要しない	2名	
⑥新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		
新株予約権1個当たり10円 (1株当たり1円)		
⑦権利行使期間		
2026年5月14日から2030年5月13日まで		
⑧行使の条件		
(注)		
⑨役員の有保有状況		
新株予約権の数 1,793個		
目的となる株式数 17,930株		

- (注) 1. 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合（当該退任により当社又は当社子会社のいずれの地位をも喪失する場合に限る）、従業員が定年で退職した場合その他正当な理由がある場合には、退任又は退職をした新株予約権者は、下記2（ア）から（エ）の定めに基づき退任又は退職をした時において権利行使可能な新株予約権に限り、権利行使することができる。
2. 新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権を行使することができる。
- (ア) 割当日から上記の権利行使期間（以下「行使可能期間」という。）の初日の前日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができない。
- (イ) 行使可能期間の初日から行使可能期間初日の1年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の3分の1までの数について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）。
- (ウ) 行使可能期間初日の1年後の応当日から行使可能期間初日の2年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の3分の2までの数について権利行使することができる（(イ)において権利行使可能となった3分の1を含む。なお、権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）。
- (エ) 行使可能期間初日の2年後の応当日から行使可能期間の末日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができる。
3. 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権者が死亡した時において上記2の定めに基づき権利行使可能な新株予約権について、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書の定めるところにより、相続が生じた日の翌日から6か月以内に、新株予約権を一括してのみ行使することができる。
4. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

新株予約権等の内容の概要

- ①名称
第7回新株予約権
- ②発行決議日
2025年4月23日
- ③新株予約権の数
6,836個
- ④新株予約権の目的となる株式の種類と数
普通株式 68,360株 (新株予約権1個につき10株)
- ⑤新株予約権の払込金額
新株予約権と引換えに払い込みは要しない
- ⑥新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権1個当たり10円 (1株当たり1円)
- ⑦権利行使期間
2026年5月14日から2030年5月13日まで
- ⑧行使の条件
(注)
- ⑨使用人等への交付状況

当社使用人	新株予約権の数 3,356個 目的となる株式数 36,410株 交付対象者数 38人
子会社の役員及び使用人	新株予約権の数 1,687個 目的となる株式数 16,870株 交付対象者数 9人

- (注) 1. 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合（当該退任により当社又は当社子会社のいずれの地位をも喪失する場合に限る）、従業員が定年で退職した場合その他正当な理由がある場合には、退任又は退職をした新株予約権者は、下記2（ア）から（エ）の定めに基づき退任又は退職をした時において権利行使可能な新株予約権に限り、権利行使することができる。
2. 新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権を行使することができる。
- (ア) 割当日から上記の権利行使期間（以下「行使可能期間」という。）の初日の前日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができない。
 - (イ) 行使可能期間の初日から行使可能期間初日の1年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の3分の1までの数について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）。
 - (ウ) 行使可能期間初日の1年後の応当日から行使可能期間初日の2年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の3分の2までの数について権利行使することができる（（イ）において権利行使可能となった3分の1を含む。なお、権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）。
 - (エ) 行使可能期間初日の2年後の応当日から行使可能期間の末日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができる。
3. 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権者が死亡した時において上記2の定めに基づき権利行使可能な新株予約権について、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書の定めるところにより、相続が生じた日の翌日から6か月以内に、新株予約権を一括してのみ行使することができる。
4. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

		新株予約権等の内容の概要
取締役 (監査等委員であるもの 及び社外役員を除く。)	①名称	第8回新株予約権
	②発行決議日	2025年7月3日
	③新株予約権の数	2,400個
	④新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 240,000株 (新株予約権1個につき100株)
	⑤新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり1円
	⑥新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり156,000円 (1株当たり1,560円)
	⑦権利行使期間	2029年4月1日から2035年7月30日まで
	⑧行使の条件 (注)	
	⑨役員	保有状況
	⑩使用人等への交付状況	
	当社使用人	新株予約権の数 1,099個 目的となる株式数 109,900株 交付対象者数 17人
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数 980個 目的となる株式数 98,000株 交付対象者数 9人

(注) 1. 新株予約権の割当てを受けた者 (以下、「新株予約権者」という。) は、2028年12月期において、当社の連結売上高及びEBITDAが、下記 (a) から (c) に掲げる条件を満たした場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数 (1個未満の端数が生じる場合、これを切り捨てた数とする。) を上限として本新株予約権を行使することができる。

(a) 連結売上高が80,000百万円を超過し、かつ、EBITDAが11,000百万円を超過している場合：行使可能割合50%

(b) 連結売上高が90,000百万円を超過し、かつ、EBITDAが12,500百万円を超過している場合：行使可能割合80%

(c) 連結売上高が100,000百万円を超過し、かつ、EBITDAが14,000百万円を超過している場合：行使可能割合100%

なお、上記における連結売上高の判定に際しては、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書 (連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書。以下同様。) における売上高の額をもって判定するものとし、EBITDAは、当社の有価証券報告書に記載された当社の連結損益計算書における営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書 (連結キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合は、キャッシュ・フロー計算書。以下同様。) における減価償却費、のれん償却費を加算した額とする。また、上記における連結売上高及びEBITDAの判定に際しては、当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、当社の連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書等に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

2. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
3. 新株予約権者は、次の下記 (a) から (d) に掲げる事由に該当した場合、新株予約権の行使を行うことはできない。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。
 - (a) 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (b) 当社または当社関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や当社または当社関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇または辞職・辞任した場合
 - (c) 当社または当社関係会社の業務命令によらず、若しくは当社または当社関係会社の書面による承諾を事前に得ず、当社または当社関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合
 - (d) 当社または当社関係会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと取締役会が認めた場合
4. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、新株予約権者が死亡した時において上記①の定めに基づき権利行使可能な新株予約権について、相続人（ただし、相続人のうち、新株予約権者の配偶者または一親等の親族のうち、1名の者に限る。以下、「相続対象者」という。）は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書の定めるところにより、相続が生じた日の翌日から6か月以内に、一括してのみ行使することができる。
5. 新株予約権者は、次の下記 (a) に定める事由が生じた場合、新株予約権の行使を行うことはできない。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
 - (a) 当社は、以下イ、ロ、ハ、ニまたはホの議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合）は、当社の取締役会が別途定める日をもって、新株予約権を無償で取得することができる。
 - イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ロ 当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
 - ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
 - ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
6. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
7. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
8. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大西洋平	CEO 株式会社COH 代表取締役
取締役	原義典	執行役員CFO
社外取締役	笹俣弘志	A.T. カーニー株式会社 消費財プラクティス シニアパートナー 兼エネルギープラクティス東京事務所リーダー
社外取締役	水留浩一	株式会社アンドエスティHD 社外取締役 サッポロホールディングス株式会社 社外取締役
社外取締役 (常勤監査等委員)	堀川健	—
社外取締役 (監査等委員)	山中典子	山中公認会計士事務所 シチズン時計株式会社 社外取締役 (監査等委員)
社外取締役 (監査等委員)	古本結子	株式会社マイナビ 社外監査役 全国保証株式会社 社外監査役 株式会社UACJ 社外監査役

- (注) 1. 取締役笹俣弘志氏、取締役水留浩一氏、取締役堀川健氏、取締役山中典子氏、取締役古本結子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
2. 監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 常勤監査等委員堀川健氏は、グローバル企業での財務経理・管理部門の責任者としての豊富な経験と知見を有しております。
4. 監査等委員山中典子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査等委員古本結子氏は、企業法務やコンプライアンスに関する相当程度の知見を有しております。

2. 当事業年度中に退任した取締役

該当事項はありません。

3. 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び監査等委員である取締役全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役、執行役員及び当社子会社の取締役、監査役を被保険者とする第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害（ただし、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。

なお、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しております。

5. 取締役（監査等委員を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬等の額

(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024年3月21日開催の取締役会において、以下のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬は、下記の決定方針に定めるとおり、各取締役の役職及び職責等を勘案して決定されたものを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬については、①当社の規模及び業績を踏まえ、当社の取締役に期待される役割を果たすのに相応しく、かつ当社の取締役として望まれる優秀で多様な人材を確保するのに十分な水準とすること、②個々の取締役の報酬の決定に際しては、その職責に応じて、基本報酬（金銭報酬）と非金銭報酬（株式報酬）等のバランスも勘案して、適正な水準とすること、③報酬等の内容及び決定プロセスについては、客観性及び透明性を確保すること、を基本方針とする。具体的には、当社の取締役のうち、業務執行取締役の報酬については、当社の中長期的な成長及び企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを重視した報酬体系として、基本報酬及び非金銭報酬（株式報酬）で構成する。

一方、経営の監督機能を担うべき社外取締役等については、その職責に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

また、取締役の報酬等の内容及び決定プロセスの客観性及び透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、委員の過半数を独立社外取締役で構成する任意の指名報酬委員会を設置し、監査等委員である取締役を除く取締役の報酬等に関する事項については、指名報酬委員会に諮問し、その答申結果を尊重して決定する。

2. 基本報酬（金銭報酬）の額又はその算定方法の決定に関する方針

監査等委員である取締役を除く取締役の報酬限度額は、2022年3月25日開催の定時株主総会において、年額300百万円以内（使用人分給与は含まない。）と定められているところ、監査等委員である取締役以外の取締役の個人別の固定金銭報酬については、役員報酬規程に基づき、当該報酬限度額の範囲内で、各取締役の職責や目標達成度を勘案し、指名報酬委員会への諮問を経て、その答申結果を尊重して、取締役会の委任を受けた代表取締役において決定する。

3. 非金銭報酬等の内容及び当該非金銭報酬等の額若しくはその算定方法の決定に関する方針

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の非金銭報酬の内容及び額は、2024年3月27日開催の定時株主総会において、株式報酬型ストック・オプション年額30百万円以内（使用人分は含まない。）と定められているところ、個人別の付与の有無及び付与する場合の付与数については、各業務執行取締役の職責及び業務内容、期待する役割、経営環境等をふまえ、さらにはインセンティブを付与すべき必要性等を考慮して、指名報酬委員会への諮問を経て、その答申結果を尊重して、取締役会の委任を受けた代表取締役において決定する。

4. 固定金銭報酬の額と非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の割合の決定に関する方針

固定金銭報酬の額と非金銭報酬等の額の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の個人別の報酬等の割合については、その保有する当社株式の数や経営環境等をふまえ、非金銭報酬等によるインセンティブ付与の必要性が認められる限り、新株予約権等を追加して付与するものとし、具体的な割合については、他の業務執行取締役の職責、経営環境の状況等に応じて変動し得るため、あらかじめ定めないこととする。

5. 取締役に對し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

固定金銭報酬については、在任中毎月定額を支払うものとし、退任時において退職慰労金は支給しない。非金銭報酬等については、経営環境等をふまえ非金銭報酬等によるインセンティブ付与の必要性が認められる場合に、株主総会の承認を得た上で、取締役会の決定により、随時新株予約権等を付与する。

6. 監査等委員である取締役以外の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任することとするときの決定事項

(1) 当該委任を受ける者の氏名又は当該株式会社における地位及び担当

代表取締役

(2) 上記(1)の者に委任する権限の内容

監査等委員である取締役以外の取締役の個人別の固定金銭報酬額並びに株式報酬型ストック・オプションの付与の有無及び付与する場合の付与数の決定

(3) 上記(1)の者により上記(2)の権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずることとするときは、その内容

指名報酬委員会への諮問を経て、その答申結果を尊重して決定する。

諮問に際しては、監査等委員会に対しても、同様の情報を提供する。

(2) 取締役（監査等委員を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2022年3月25日の定時株主総会において、年額300百万円以内と決議しております（使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は3名（うち、社外取締役は1名）です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2022年3月25日の定時株主総会において、年額30百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役は3名）です。

また、上記報酬枠とは別枠で、2024年3月27日の定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を年額30百万円以内、年2,500個以内の範囲で割り当てることを決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は2名です。

(3) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長大西洋平が取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額の具体的な内容を決定しております。

委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役（監査等委員である取締役を除く。）について評価を行うには、代表取締役が最も適していると判断したためであります。

なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名報酬委員会で審議の上、その答申を踏まえて代表取締役社長が決定する措置を講じていることから、取締役会はその内容が当社の決定方針に沿うものであると判断しております。

事業報告

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
	基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	76 (16)	— (—)	25 (—)	4 (2)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	24 (24)	— (—)	— (—)	3 (3)
合計 （うち社外取締役）	100 (41)	— (—)	25 (—)	7 (5)

- (注) 1. 当事業年度における社外取締役の報酬は、基本報酬のみとしております。
 2. 非金銭報酬等に係る報酬等の総額には、当事業年度における費用計上額を記載しております。
 3. 上記の報酬とは別に、公正価値にて払込がなされる有償ストック・オプションを発行しております。

6. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

	重要な兼職先	当社との関係
社外取締役 笹俣 弘志	A.T. カーニー株式会社 消費財プラクティス シニアパートナー兼 エネルギープラクティス東京事務所リーダー	特別な取引関係はありません。
社外取締役 水留 浩一	株式会社アンドエスティHD 社外取締役 サッポロホールディングス株式会社 社外取締役	特別な取引関係はありません。
社外取締役（監査等委員） 山中 典子	山中公認会計士事務所 シチズン時計株式会社 社外取締役（監査等委員）	特別な取引関係はありません。
社外取締役（監査等委員） 古本 結子	株式会社マイナビ 社外監査役 全国保証株式会社 社外監査役 株式会社UACJ 社外監査役	特別な取引関係はありません。

事業報告

(2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

取締役会、監査等委員会への出席状況及び発言状況

氏名	地位	取締役会、監査等委員会への出席状況及び発言状況
笹俣弘志	取締役(社外)	取締役会には、21回のうちすべてに出席いたしました。主にサステナビリティ事業において専門的見地から意見を述べており、取締役会の意思決定の適正性を確保するための助言・提言を行っております。
水留浩一	取締役(社外)	就任後の取締役会には、6回のうちすべてに出席いたしました。主にマーケティング戦略及びグローバル領域において専門的見地から意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
堀川健	取締役(社外) (常勤監査等委員)	取締役会には、21回のうちすべてに、監査等委員会には14回のうちすべてに出席いたしました。主に財務及び会計において専門的見地から意見を述べており、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、適宜必要な発言を行っております。
山中典子	取締役(社外) (監査等委員)	取締役会には、21回のうちすべてに、監査等委員会には14回のうちすべてに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から意見を述べており、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、適宜必要な発言を行っております。
古本結子	取締役(社外) (監査等委員)	取締役会には、21回のうちすべてに、監査等委員会には14回のうちすべてに出席いたしました。主に法務的側面やコンプライアンスにおいて専門的見地から意見を述べており、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、適宜必要な発言を行っております。

5 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	61百万円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	61百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会社法第399条の規定に基づき、会計監査人から監査計画の内容及び日数について説明を受けた上で、会計監査人の適切な業務遂行に必要な監査時間の確保という観点から、監査計画及び監査報酬について同意しております。また、監査等委員会は、監査報酬について、成功報酬や著しく低廉な報酬ではなく、会計監査人としての独立性が損なわれるような内容ではないことを確認しております。

3. 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、監査報酬額と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、独立性、専門性、職務実施状況等を勘案し、適正な監査の遂行が困難であると判断されるなど、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 業務の適正を確保するために必要な体制

当社は、業務の適正を確保するための体制整備を目的として、以下の「内部統制システムに関する基本方針」を取締役会で決議し定めております。当事業年度末日現在、以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観を持って事業活動を行う企業風土を構築するため、当社グループ全体に適用する「コンプライアンスポリシー」及び「コンプライアンス規程」を定める。
- (2) 取締役及び使用人の法令遵守意識の定着と運用の徹底を図るため、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備及び推進を行う。また、委員会で決定された「コンプライアンス・プログラム」に基づき、定期的な研修等の具体的な施策を企画・立案・推進する。
- (3) 法令遵守上疑義のある行為等の内部通報に関して、「内部通報制度規程」に基づき、通報者に不利益を及ぼさないことを保証した内部通報制度（ホットライン）を運用する。
- (4) 内部監査室において、内部監査に係る諸規程に従い、当社グループ全体の業務の適正に関する内部監査を実施し、必要に応じてコンプライアンスに関する指導を行う。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 主要リスクをコンプライアンスリスク、風評リスク、オペレーショナルリスク、災害リスク、品質リスク、環境リスク、情報漏えいリスク及び戦略リスクであると認識し、これをマネジメントするための規程として「リスクマネジメント規程」を定め、リスクマネジメント体制の整備を推進する。
- (2) リスクマネジメントに関するグループ全体のリスク対策の基本方針の策定、リスク対策実施状況の点検・フォロー及びリスクが顕在化した時のコントロールを行うために、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置する。重大なリスクが顕在化した時には緊急対策本部を設置し、被害を最小限に抑制する。
- (3) 危機発生時の対策として、「事業継続計画ガイドライン」を定め、事業継続計画、危機管理計画、災害対策計画等を策定し、災害時を想定した避難訓練や、事業継続管理に関わる教育を行う。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会の運営に関する「取締役会規程」を定めるとともに、定時の取締役会において重要事項を決定し、取締役に業務報告をさせることにより業務執行の監督等を行うほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。
- (2) 取締役及び執行役員の職務分掌を定める。また、取締役の職務執行が効率的かつ適正に行われるよう「職務権限規程」等の社内規程を定める。
- (3) 事業計画に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、事業部門及び子会社の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。

4. 当社及びその子会社から成る企業集団（グループ会社）における業務の適正を確保するための体制

- (1) 各子会社の経営の自主独立を尊重しつつ、グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため「関係会社管理規程」及び関連規則を定め、子会社はこれらの規程及び規則に基づき業務を適正に推進するため諸規程を定め、経営内容及び業務執行については定期的に当社取締役会に報告する。
- (2) コンプライアンス・リスクマネジメント委員会等の重要な委員会は、各子会社を視野に入れて活動することとし、各子会社の代表者は重要なリスクについてコンプライアンス・リスクマネジメント委員会にて報告する。
- (3) 内部監査室は、各子会社の監査を実施又は統括し、各子会社が当社の内部統制に準拠した体制を構築し、適正に運用するよう監視、指導する。

5. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報は、文書化（電磁的記録を含む。以下同じ）し、文書の整理及び保管、保存期限及び廃棄ルール等を定めた「文書管理規程」に基づき、適正な保存及び管理を行う。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会の職務は、内部監査室にその補助を委嘱する。
- (2) 内部監査室の使用人の異動、評価等は、監査等委員会の意見を尊重して行うものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するものとする。
- (3) 内部監査室の使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

7. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、取締役会その他重要な会議への監査等委員である取締役の出席を通じて職務の執行状況を報告する。また、内部監査室は内部監査の実施状況及び業務の状況を監査等委員会に報告する。このほか、監査等委員である取締役からの求めに応じ、業務及び財産の状況を報告する。

- (2) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、当社及び各子会社における重大な法令違反、その他コンプライアンス及び主要リスクに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告する。
- (3) 監査等委員である取締役は、内部統制に関わる各種委員会及び主要会議体にオブザーバーとして出席するとともに、当社の重要な意思決定の文書である稟議書を閲覧する。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員である取締役は、取締役会に加え必要に応じて重要な会議等に出席するほか、内部監査室、監査法人と相互に連携を図り、監査の実効性を高める。
- (2) 監査等委員である取締役の職務執行上必要と認める費用については、あらかじめ予算を計上し、監査等委員である取締役が緊急又は臨時に支出した費用については、事後会社に請求できる。
- (3) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを目的に、代表取締役と監査等委員会は、定期的に意見交換を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

① 内部統制システム全般

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。また、当社は、本年度において取締役会を21回、監査等委員会を14回開催し、法令・定款への適合性の観点から審議を行いました。

② コンプライアンス

当社は、コンプライアンス・プログラムを有しており、それによって従業員に対して社内研修での教育や浸透活動を実施いたしました。また内部通報制度を設けており、当該制度を通じて寄せられた通報内容を活用して、コンプライアンスの実効性向上を努めました。子会社は、当社のコンプライアンス・プログラムを準用しており、内部通報制度については子会社へも開放し受付を行っております。

③ リスク管理体制

当社は四半期ごとに定時のコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を開催し、各部室及び子会社から報告されたリスクの管理状況について報告を行っております。本年度においては4回開催しております。また、半期ごとに定時のサステナビリティ委員会も開催しており、気候変動に関する対応方針や取り組みに向けた課題等について報告を行っております。本年度においては2回開催しております。

④ 内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施いたしました。

2. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主還元を適切に行っていくことが重要であると認識しており、剰余金の配当については、内部留保とのバランスを考慮して適切な配当の実施をしていくことを基本方針としております。

翌事業年度については、当社株式の投資魅力を高め、中長期的に保有いただくことを目的に、中間、期末の2回にわたって配当を実施することとし、1株当たり15円（中間配当金7円、期末配当金8円）を予定しております。

なお、当社は剰余金の配当の基準日として、期末配当の基準日（12月31日）及び中間配当の基準日（6月30日）の年2回のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨、及び会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

（注）本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	22,243	流動負債	9,308
現金及び預金	8,531	買掛金	2,355
売掛金	7,401	電子記録債務	39
商品	4,790	1年内返済予定の長期借入金	1,285
原材料及び貯蔵品	576	未払金	3,777
前渡金	344	未払法人税等	517
未収還付法人税等	194	返金負債	245
その他	445	賞与引当金	343
貸倒引当金	△42	その他	743
固定資産	14,816	固定負債	7,642
有形固定資産	1,050	長期借入金	5,357
建物及び構築物	844	資産除去債務	575
工具、器具及び備品	151	繰延税金負債	1,706
リース資産	3	その他	3
建設仮勘定	50	負債合計	16,950
無形固定資産	12,004	純資産の部	
のれん	5,754	株主資本	18,444
商標権	2,432	資本金	50
契約関連資産	2,916	資本剰余金	5,683
顧客関連資産	669	利益剰余金	12,726
その他	230	自己株式	△15
投資その他の資産	1,761	その他の包括利益累計額	△0
繰延税金資産	1,305	繰延ヘッジ損益	26
その他	456	為替換算調整勘定	△27
資産合計	37,060	新株予約権	198
		非支配株主持分	1,467
		純資産合計	20,109
		負債・純資産合計	37,060

連結計算書類

連結損益計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		48,975
売上原価		20,230
売上総利益		28,745
販売費及び一般管理費		24,864
営業利益		3,880
営業外収益		
受取利息及び配当金	11	
業務受託料	0	
保険解約返戻金	8	
受取保険金	27	
受取補償金	0	
受取和解金	34	
その他	13	96
営業外費用		
支払利息	63	
為替差損	81	
その他	2	147
経常利益		3,830
特別利益		
固定資産売却益	0	
新株予約権戻入益	1	
事業整理損失引当金戻入額	105	106
特別損失		
固定資産除却損	0	
契約損失	57	
その他	0	57
税金等調整前当期純利益		3,879
法人税、住民税及び事業税	1,413	
法人税等調整額	194	1,607
当期純利益		2,271
非支配株主に帰属する当期純利益		173
親会社株主に帰属する当期純利益		2,097

計算書類

貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	17,853	流動負債	9,547
現金及び預金	4,943	買掛金	2,250
売掛金	6,981	電子記録債務	39
商品	4,426	短期借入金	1,500
原材料及び貯蔵品	301	1年内返済予定の長期借入金	1,285
前渡金	346	未払金	3,479
関係会社短期貸付金	850	未払費用	341
未収還付法人税等	194	返金負債	245
その他	523	預り金	45
貸倒引当金	△714	賞与引当金	338
		その他	21
固定資産	16,064	固定負債	5,935
有形固定資産	978	長期借入金	5,357
建物	783	資産除去債務	575
工具、器具及び備品	140	その他	3
リース資産	3	負債合計	15,482
建設仮勘定	50	純資産の部	
無形固定資産	973	株主資本	18,236
商標権	750	資本金	50
ソフトウェア	217	資本剰余金	5,649
その他	6	資本準備金	2,830
投資その他の資産	14,113	その他資本剰余金	2,819
関係会社株式	12,333	利益剰余金	12,552
関係会社長期貸付金	150	利益準備金	17
繰延税金資産	1,300	その他利益剰余金	12,534
その他	329	繰越利益剰余金	12,534
資産合計	33,917	自己株式	△15
		新株予約権	198
		純資産合計	18,434
		負債・純資産合計	33,917

計算書類

損益計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		42,223
売上原価		19,213
売上総利益		23,009
販売費及び一般管理費		19,537
営業利益		3,471
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	16	
業務受託料	203	
受取保険金	27	
受取和解金	34	
その他	9	292
営業外費用		
支払利息	72	
為替差損	29	
その他	2	104
経常利益		3,659
特別利益		
固定資産売却益	0	
関係会社事業損失引当金戻入額	58	
新株予約権戻入益	1	60
特別損失		
固定資産除却損	0	
契約損失	57	
関係会社貸倒引当金繰入額	630	688
税引前当期純利益		3,031
法人税、住民税及び事業税	553	
法人税等調整額	634	1,188
当期純利益		1,842

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

株式会社 I - n e
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 花谷徳雄

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森本隼一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 I - n e の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 I - n e 及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

株式会社 I - n e
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 花谷徳雄

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森本隼一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 I - n e の2025年1月1日から2025年12月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、2022年12月期に商標権譲受取引を実施した相手方である株式会社Right Hereが、当社の関連当事者に該当するという事実が判明いたしました。監査等委員会においては、特別調査委員会からの提言を踏まえた再発防止策が実行的に運用されるよう、その構築及び実施の状況を重点的に監視し検証してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月15日

株式会社 I - n e 監査等委員会

常勤監査等委員 堀川 健 (印)

監査等委員 山中 典子 (印)

監査等委員 古本 結子 (印)

(注) 常勤監査等委員堀川 健、並びに監査等委員山中 典子及び古本 結子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会継続会 会場ご案内図



会場

大阪市中央区備後町二丁目6-8
サンライズビル大阪 3階
ホールA

(2026年3月25日開催の第19回定時株主総会とは会場が異なりますので、お間違いのないようお願い申し上げます。)



日時

2026年6月12日(金)午前10時
(受付開始：午前9時)



交通のご案内

■ 大阪メトロ御堂筋線

御堂筋線、四つ橋線、中央線

「本町駅」下車

①号、③号出口から

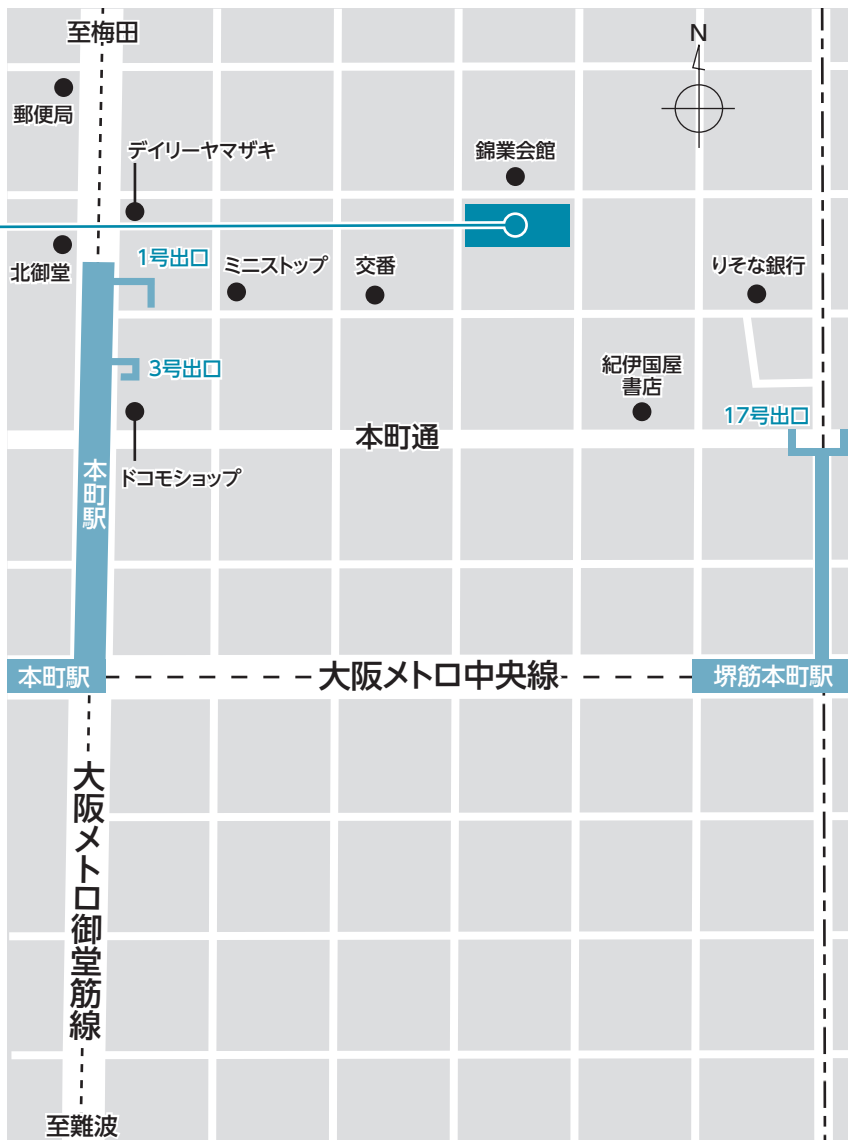
徒歩約4分

堺筋線、中央線

「堺筋本町駅」下車

⑰号出口から

徒歩約4分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



株式会社 I-ne